

新国立劇場合唱団員（八重樫節子さん）契約打切事件

最高裁に口頭弁論開催を要請する署名のお願い

私達は、最高裁判所に対し、東京高裁判決を破棄し、東京地裁判決を取消した上で、事件を東京地方裁判所に差し戻して、東京地方裁判所に事件の審理のやり直しをさせる判決を下すよう求めます。そのために、最高裁判所に対し、最高裁判所の法廷の扉をあけて、口頭弁論を開くよう求めます。この署名にご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

《理由の詳細は、次のとおりです。》

1 合唱団員の労働組合加入は世界の常識

長い伝統を持つ欧米のオペラハウスにおいて、オーケストラや合唱団等のメンバーが労働組合に加入し、労働組合を通じて労働条件交渉を行う権利を有しているのは、周知の事実です。

例えば、アメリカ合衆国においては、世界的に著名な歌劇場であるメトロポリタン歌劇場を初めとする全米30の歌劇場で、合唱団員が労働組合に加入し、労働組合を通じて歌劇場経営者と労働条件交渉を行い、各歌劇場毎に数十頁に及ぶ詳細な労働協約が締結されています。

ドイツ、フランス、オーストリア、イタリア、ハンガリー、イギリス、ギリシャ、スイス、フィンランド、スウェーデン、ノルウェーでも同様です。

2 日本の新国立劇場は合唱団員の団結権を否定

八重樫節子さんは、新国立劇場がオペラ公演事業目的に沿って決定した業務スケジュールに従って、年間約230日就労し、その対価として300万円程度の報酬を得て生活してきました。八重樫さんは、歌唱技能や人をまとめる能力等にもたけており、合唱団のソプラノ・リーダーの地位にありました。さらに、八重樫さんは、合唱団員の地位と労働条件の向上を図るため、日本音楽家ユニオンに加入し、様々な機会に意見表明をし、出演取りやめの際の手当の支給や、出演しない舞台でも本番直前の通し稽古を見学する機会を保障すること等の様々な要求を出し、その一部を実現させていました。

ところが、新国立劇場は、八重樫さんのこれらの組合活動を嫌悪して、八重樫さんとの契約を打ち切りました。この問題について、日本音楽家ユニオンが団体交渉の開催を求めたところ、新国立劇場は、「合唱団員は労働組合法上の労働者ではなく、ユニオンと団体交渉に応じる義務はない」と主張して団体交渉を拒否しました。

3 都労委・中労委の一部救済命令、地裁判決、高裁判決

日本音楽家ユニオンは、八重樫さんの合唱団員としての地位の回復及び新国立劇場の団体交渉応諾を求め、不当労働行為救済申立を行いました。東京都労働委員会は、八重樫さんが労働組合法上の労働者にあたることを肯定し、八重樫さんの地位回復の求めについては拒けましたが、新国立劇場に対し団体交渉応諾の命令を発しました。国の中央労働委員会もこの命令を維持しました。

新国立劇場は、団体交渉応諾命令の取消を求めて東京地方裁判所に提訴し、日本音楽家ユニオンは、八重樫さんの地位回復を拒けた部分の取消を求めて東京地方裁判所に提訴しました。

これに対し、東京地方裁判所は、新国立劇場の主張を全面的に認め、合唱団員の八重樫さんは

労働組合法上の労働者にあたらないとの理由で、日本音楽家ユニオンに対する新国立劇場の団体交渉応諾義務を否定し、また、八重樫さんとの契約終了は不当労働行為にあたらない、との判決を下しました。

東京高等裁判所は、この東京地方裁判所判決を支持して、維持する判決を下しました。

4 労働組合法上の労働者性を否定することの重大性

憲法28条は、勤労者が労働組合に加入し、労働組合を通じて使用者と労働条件に関する交渉を行なう権利を保障しています。労働組合法は、憲法28条を受けて、労働者が労働組合に加入する権利、労働組合が使用者と団体交渉を行う権利、正当な組合活動や争議行為について刑事処罰や民事損害請求等の責任追及を受けない権利、組合活動を理由に使用者が組合員を不利益に取り扱う不当労働行為を行った場合に行政救済を求める権利等々を保障しています。

合唱団員の八重樫さんは労働組合法上の労働者にあたらないとの東京地裁及び東京高裁の判断は、八重樫さんと八重樫さん所属の日本音楽家ユニオンがこれらの権利を有することを否定するものです。

5 最高裁は弁論を開き、公正な裁判の実現を

合唱団員である八重樫さんが労働組合法上の労働者にあたらないとした東京高裁・東京地裁の判断は、憲法28条の『勤労者』の解釈適用を誤り、労働組合法上の『労働者』の解釈適用を誤り、最高裁判例に違反するものです。私達は、最高裁判所がこの点について明快な判断を示して、東京高裁判決を破棄し、東京地裁判決を取り消した上で、事件を東京地方裁判所に差戻し、新国立劇場の団体交渉応諾義務及び、八重樫さんの地位回復について、東京地方裁判所に審理のやり直しをさせるよう求めます。

そのためには、まず、最高裁判所が、最高裁判所の法廷の扉を明け、口頭弁論を開くことを決定する必要があります。最高裁判所に対し、速やかに弁論を開き、公正な裁判を実現するよう求めます。

<事件の概要>

2003年	東京都労働委員会	音楽ユニオンが救済を申し立てる 団体交渉拒否について 2月の試聴会における八重樫さんの不利益取り扱いについて
2005年	東京都労働委員会	命令書交付 = 八重樫さんは労組法上の労働者と認められる 命令内容 団体交渉を拒否してはならない(団体交渉応諾命令) その他申立は棄却
2006年	中央労働委員会 中央労働委員会	都労委命令のうち音楽ユニオンは を、新国立運営財団は を不服として再審査申立 再審査棄却(都労委の命令書を支持) 八重樫さんは労働者であると認められる
2008年	東京地方裁判所 東京地方裁判所	中労委命令を不服とし、音楽ユニオン・新国立運営財団がそれぞれ訴える 合唱団員は労組法上の労働者ではないとして、国(中労委)・音楽ユニオンの全面敗訴
2009年	東京高等裁判所 東京高等裁判所 最高裁判所	国(中労委)・音楽ユニオンが地裁判決を不服として控訴 東京地裁判決を全面的に支持 国(中労委)・音楽ユニオンが高裁判決を不服として上告・上告受理申立

《お問い合わせ・署名送付先》

日本音楽家ユニオン

〒160 - 0023 東京都新宿区西新宿 6 - 12 - 30 芸能花伝舎 2 F

TEL 03-5909-3062

URL <http://www.muj.or.jp/modules/muj0/content/sougi/shinkoku/index.html>